

「予算監視・効率化推進の取組み全体の自己評価」について

当庁の予算監視・効率化推進の取組み全体について、下記1の活動の概要を踏まえ、下記2のとおり自己評価する。

1. 活動の概要

(1) 最近の予算監視・効率化チーム定例会合の開催

- ・ 第8回会合(平成24年6月27日(水)) : 行政事業レビュー(中間報告)について
: 新たな経費削減の取組みについて
: 第12回金融庁契約監視委員会の概要(報告) 等
- ・ 第9回会合(平成24年9月) : 行政事業レビューと平成25年度概算要求への反映について
: 公益法人に対する支出の点検について
: 調達改善計画の取組み状況について(報告)

(2) 「予算執行の情報開示充実に関する指針」に基づく情報開示

- ・ 予算執行状況 : 平成24年度第1四半期を9月上旬までにウェブサイトで公表予定
- ・ 予算執行に関する意思決定 : 公共調達に関する情報開示ー平成24年第1四半期をウェブサイトで公表済
- ・ その他 : 委託調査費及びタクシー代ー平成24年度第1四半期をウェブサイトで公表済 等

(3) 予算執行の適正化、効率化のための取組み

- ・ 行政事業レビューについて、金融庁予算監視・効率化チームにより、対象となる全7事業について検証作業を実施。一部を改善(個人債務者私的整理支援事業費補助金について、運営状況を踏まえ所要額を削減等)し、これを平成25年度概算要求に適切に反映させた(147百万円の減)。
- ・ 公益法人に対する支出について、金融庁予算監視・効率化チームにより、対象となる5法人への支出について検証作業を実施。一部を改善(1者応札となった支出について、公告期間の十分な確保等の応札者を増やす取組みを行う等)するとともに、今後も引き続き公益法人に対する支出内容を注視していくこととした。
- ・ 調達改善の取組みについて、8月21日に「金融庁調達改善計画」に定める「実務担当グループ会合」を開催し、本計画の平成24年度第1四半期における取組み状況を確認。今後も調達改善の取組み状況を確認し、年度を通じて本計画全体を推進していくこととした。
また、本内容を予算監視・効率化チームに報告した。
- ・ 金融庁契約監視委員会において、6月12日に23年度下半期に締結した契約について、契約形態の妥当性、競争性及び随意契約の執行の適正性等に関して審議を行った。外部有識者の意見(共同調達の拡大(災害用備蓄品等:実施済))を踏まえ、引き続き契約の改善を図ることとした。
また、本内容を予算監視・効率化チームに報告した。

2. 自己評価

予算監視・効率化推進の取組みは、上記のとおり総じて適切に行われていると評価できる。
今後は、これまでの取組みを引き続き計画的に推進するとともに、更なる改善を図っていく。